

# 食品安全情報 No. 17 / 2005 (2005. 08.17)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部

(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

---

食品微生物関連情報  
食品化学物質関連情報

--- page 1  
--- page 20

---

## 食品微生物関連情報

### 【国際機関】

#### ● WHO

<http://www.who.int/en/>

#### 鳥インフルエンザ (ベトナム)

Avian influenza – situation in Viet Nam – update 27

5 August 2005

ベトナム保健省が新たな H5N1 感染患者 3 人を確認した。それぞれ Ha Tay 省、Tra Vinh 省、ホーチミン市の住民で後者 2 人は死亡した。これで 2004 年 12 月中旬以降の同国の患者は 63 人となり、このうち 20 人が死亡した。

[http://www.who.int/csr/don/2005\\_08\\_05/en/index.html](http://www.who.int/csr/don/2005_08_05/en/index.html)

---

#### ● WHO Regional Office for the Western Pacific

<http://www.wpro.who.int/home.htm>

#### 中国の豚の *Streptococcus suis* 感染アウトブレイク：最新情報

Outbreak associated with *Streptococcus suis* in pigs in China: Update

16 August 2005

中国は、四川省でのアウトブレイクの調査のため WHO に情報を提供した。WHO が招集した専門家グループは、中国衛生省による情報に基づき、今回のヒトのアウトブレイクが *Streptococcus suis* の病因学と一致すると判断した。

調査内容の詳細

これまでに患者は 215 人で、このうち 39 人が死亡し、8 月 5 日以降に新たな患者は出て

いない。中国当局から提供されたデータによるとアウトブレイクは7月第2週から第4週までがピークで、その後急速に減少した。

初期には腎症候性出血熱が疑われたが、検査により否定された。その後、高熱、倦怠感、悪心および嘔吐、その後の髄膜炎、皮下出血、毒素性ショックおよび昏睡などの症状を呈する患者の報告が増えた。患者のほとんど全員が農業従事者や食肉処理者で、約80%が感染したブタのとさつ、処理、肉の販売を行った男性であった。そのうち40%以上が50～60歳であった。

その後、患者とブタから *Streptococcus suis* serotype 2 が検出された。ヒト-ヒト感染の証拠や医療従事者の感染例はない。今回のアウトブレイクが近年になく大規模であり、また致死率が高い理由を明らかにするためには更なる研究が必要であると保健省は述べている。

#### 国際的専門家による現在の評価

8月9日、専門家グループがテレビ会議を行った。*Streptococcus suis* 感染はヒトには比較的稀な疾患であり、1960年代に初めてヒトで確認され、その後ヒトのアウトブレイクはほとんど報告されなかった。*Streptococcus suis* ゲノムの配列は決定されているが、ゲノムの20～30%の機能はまだ不明である。今回のアウトブレイクに関連する株と、過去の発生における株との比較など、さらに詳細な検査が必要と考えられた。また、ヒト-ヒト感染を考えるためには疫学データが不足しているとしているが、感染血液などとの密接な接触がない限り可能性は低いだろうと推定された。生または加熱不十分な豚肉の摂食によって発症する可能性はあるが、適切に加熱された豚肉の摂食によるリスクは低いと考えられる。今回のアウトブレイクは、食品安全、畜産業、とさつ法、人獣共通伝染病の増加などに関する世界的な問題を提起している。中国は、発生地域内または発生地域からの生きているブタの移動、ブタのとたいや豚肉の取引には厳重な規制と監視を行っており、WHOは状況の監視と援助を続けるとしている。

[http://www.wpro.who.int/media\\_centre/news/news\\_20050816.htm](http://www.wpro.who.int/media_centre/news/news_20050816.htm)

---

#### ● OIE

[http://www.oie.int/eng/en\\_index.htm](http://www.oie.int/eng/en_index.htm)

#### Disease Information

12 August 2005

Vol. 18 – No. 32

#### 1. 高病原性鳥インフルエンザ (タイ)

Highly Pathogenic Avian Influenza in Thailand

## Follow-up report No. 63

2005年8月11日付け報告

新たなアウトブレイク3件が報告された。感受性のある147,742羽のうち症状を呈するもの3,800羽、死亡3,800羽、処分143,942羽で、タイ古来の飼育法（放し飼いや最低限のバイオセキュリティ）で飼育されている産卵アヒルとヤマウズラであった。感染源は不明である。発症した動物とその周辺のすべての動物を処分する方式(stamping out)、隔離、国内の移動制限、スクリーニング、管理地域の設定、消毒が行なわれた。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec1](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec1)

### 2. 渡り鳥の鳥インフルエンザ（モンゴル）

Avian Influenza in Mongolia in migratory birds

2005年8月10日付け報告

北部のHuvsgel州 Alag-Ederne郡 Erhel湖と、北部のBulgan州 Saikhan郡 Khunt湖で、死亡した野生のアヒル、ガチョウ、白鳥（渡り鳥）が見つかった（Erhel湖80羽、Khunt湖9羽）。鳥インフルエンザウイルスA型が検出され、サブタイプを確認中である。隔離、死亡した鳥の処分、消毒が行なわれた。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec4](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec4)

### 3. 高病原性鳥インフルエンザ追加情報（ロシア）

Highly Pathogenic Avian Influenza in Russia

Additional information

2005年8月5日付け報告

Novosibirsk州で分離されたウイルスの赤血球凝集素とノイラミニダーゼの遺伝子構造についての追加情報が発表された。電気泳動によりウイルスA型であることがわかり、赤血球凝集素遺伝子とノイラミニダーゼ遺伝子の配列が決定され、サブタイプH5N1であることが確認された。赤血球凝集素遺伝子の配列は、5月～6月の中国青海省でのアウトブレイク時に渡り鳥から同定されたウイルスの配列と類似していた。また、両遺伝子の配列は上記アウトブレイク時に感染したガチョウやカモメから分離したウイルスの配列と高い相同性がみられた。切断断片泳動パターンは1997年に香港で分離されたH5N1株と一致している。ノイラミニダーゼ構造に関する予備データの系統樹的解析からは、青海湖のインドガン(bar-headed geese)から分離されたウイルスと一致することが示されている。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec6](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec6)

### 4. 高病原性鳥インフルエンザ（カザフスタン）

Highly Pathogenic Avian Influenza in Kazakhstan

Follow-up report No. 1

2005年8月9日付け報告

8月5日の Disease Information で報告されたアウトブレイクについてさらに検査が行なわれ、H5N1 陽性であることが明らかになった。野生鳥の生息池のコントロール、stamping out, 隔離、国内の移動制限、スクリーニング、管理地域の設定、消毒が行なわれた。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec7](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec7)

#### 5. 高病原性鳥インフルエンザ (中国)

Highly Pathogenic Avian Influenza in China (People's Rep. Of ~)

Follow-up report No. 2

2005年8月10日付け報告

チベット自治区から新たなアウトブレイク1件が報告された。繁殖用雌鶏から H5N1 が検出され、感受性のある 2,608羽のうち症状を呈するもの 133羽、死亡 133羽、処分 2,475羽であった。感染源は不明である。stamping out、隔離、国内の移動制限、スクリーニング、管理地域の設定、ワクチン接種、消毒、dipping/spraying が行なわれた。ワクチン接種も行われる予定である。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec8](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec8)

Disease Information

5 August 2005

Vol. 18 – No.31

#### 6. 鳥インフルエンザ (カザフスタン)

Avian Influenza in Kazakhstan

2005年8月2日付け報告

Pavlodar 地域でアウトブレイクが発生し、ウイルス H5 が検出された。感受性のある 2,800羽 (ガチョウ 2,350羽、アヒル 450羽) のうち 400羽が死亡し、2,400羽が処分された。感染源は野生の水鳥との接触で、発症した動物とその周辺のすべての動物を処分する方式(stamping out)、隔離、国内の移動管理、スクリーニング、消毒が行なわれた。また、野生鳥の生息している池の管理、管理地域の設定が行なわれる予定である。ワクチンは禁止されている。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec1](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec1)

#### 7. 高病原性鳥インフルエンザ (インドネシア)

Highly Pathogenic Avian Influenza in Indonesia

Follow-up report No. 10

2005年8月1日付け報告

6月24日から7月7日までの間に家族3人が同じ肺炎様の症状を呈し、死亡した。West Java、Banten の Tangerang 地区で、この家族の住んでいた区域と近隣2つの区域から有

意抽出によってサンプルが採集され、H5N1 の検査が行なわれ、その結果は、場所、動物、サンプルにより様々であった。部分的 stamping out、隔離、国内の移動制限、消毒が行なわれた。2005 年 4 月以降、Tangerang 地区では、徴候を呈するアウトブレイクはない。死亡者からの検体は米国の CDC に送付された。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec2](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec2)

## 8. 高病原性鳥インフルエンザ (ロシア)

### Highly Pathogenic Avian Influenza in Russia

#### Follow-up report No. 1

2005 年 8 月 5 日付け報告

Novosibirsk 州の 3 村の庭で飼育されている鶏、七面鳥、アヒル、ガチョウにアウトブレイクが発生し、アウトブレイクの発生した村は合計 13 村になった。5 村では、鳥は徴候を示し死亡も報告された。H5 抗体陽性で、ウイルスが分離された。4 村では、死亡はなかったが H5 抗体陽性で、ウイルスが分離された。残り 4 村では、死亡はなくウイルスも検出されなかったが、H5 抗体陽性であった。疫学調査により、感染源は野生の水鳥との接触であると推定された。また、野生鳥が感染したという報告もあった。感染は離れた場所で同時に発生し、なかには 600km 離れた場所もあった。stamping out により 3 村で 5 種の国内鳥合計 18,513 羽が処分されたほか、隔離、国内の移動制限、スクリーニング、管理地域の設定、消毒が行なわれた。州内の民間農場の家畜には今のところ徴候はみられない。全 14 箇所の民間農場を調査したが、ウイルスの蔓延または血清反応陽性は認められなかった。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec7](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec7)

## 9. *Streptococcus suis* 感染 (中国)

### *Streptococcus suis* in China (People's Rep. Of ~)

2005 年 8 月 5 日付け報告

四川省の 8 市の庭で飼育されているブタに *Streptococcus suis* B のアウトブレイクが起こった。*Streptococcus suis* 感染は、OIE への報告義務はないが罹患率と死亡率の高い新しい人畜共通伝染病であるため報告がなされた。感受性のある 6,736 頭のうち症状を呈するもの 641 頭、死亡 319 羽で、全頭が処分された。感染源はわかっていない。stamping out、隔離、国内の移動制限、スクリーニング、管理地域の設定、消毒、dipping/spraying が行なわれた。四川省は生きているブタ 51,880,300 頭の調査及びワクチン接種も行なわれる予定である。

[http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a\\_current.htm#Sec9](http://www.oie.int/eng/info/hebdo/a_current.htm#Sec9)

## 【各国政府機関等】

---

### ● US FDA

<http://www.fda.gov/>

#### ***Listeria monocytogenes*** 汚染の可能性によるアイスクリームのリコール

Lappert's Ice Cream, Inc. Recalls Ice Cream Because of Possible Health Risk

FDA Recall

10 August 2005

Lappert's Ice Cream 社が 8 オンス、1.5 ガロン、3 ガロン各パッケージのアイスクリームを *Listeria monocytogenes* 汚染の可能性があると自主回収している。米国、カリフォルニア、オレゴン、ワシントン、ネバダ、アリゾナとイリノイ各州への出荷が確認されているがさらに卸売りにより他の州にも流通している可能性がある。2005 年 8 月 4 日以前に製造されたもの、容器の裏にコード番号 216 かそれ以下、またはコード番号のついていない製品は全て対象である。

[http://www.fda.gov/oc/po/firmrecalls/lappert08\\_05.html](http://www.fda.gov/oc/po/firmrecalls/lappert08_05.html)

---

### ● USDA Food Safty and Inspection Service(FSIS)

<http://www.fsis.usda.gov/>

#### 家禽の生産段階での *Salmonella* 属菌削減に関するパブリックミーティング

FSIS To Host Public Meeting on Advances in Pre-Harvest Reduction of *Salmonella* in

Poultry

Aug. 3, 2005

FSIS が標記会議を主催し、研究や実践的経験が紹介される。FSIS は食品安全強化への新しいアプローチを検討するために一連のパブリックミーティングを開催する予定で、これが最初の会議である。8 月 25～26 日にジョージア州 Athens で開催される。

[http://www.fsis.usda.gov/News & Events/NR\\_080305\\_01/index.asp](http://www.fsis.usda.gov/News & Events/NR_080305_01/index.asp)

---

### ● 米国 CDC

<http://www.cdc.gov>

Emerging Infectious Diseases

<http://www.cdc.gov/ncidod/EID/index.htm>

Vol. 11, No8, August 2005, Ahead of Print

## 1. 米国における vCJD 患者の死亡

Variant Creutzfeldt-Jakob disease death, United States.

Belay ED, Sejvar JJ, Shieh W-J, Wiersma ST, Zou W-Q, Gambetti P, et al.

Emerg Infect Dis [serial on the Internet]. 2005 Sep [date cited]. Available from

<http://www.cdc.gov/ncidod/EID/vol11no09/05-0371.htm>

米国において確認されている唯一の新型クロイツフェルトヤコブ病(vCJD)患者は 2004 年に死亡し、剖検による組織診断により確定された。患者は 1992 年に米国に移住する以前に英国で成長する際に感染したと考えられる。英国外において vCJD 患者が新たに確認されており、さらにアイルランドで 2 名、日本、ポルトガル、サウジアラビア、オランダで各 1 名確認されている。2 患者における血液感染において、患者 1 人がプリオンタンパク遺伝子のコドン 129 においてメチオニンとバリンがヘテロであったことから、将来の vCJD アウトブレイクの不確実性が増加している。

## 2. オーストラリアにおける食品由来胃腸炎の被害推定

Estimating foodborne gastroenteritis, Australia.

Hall G, Kirk MD, Becker N, Gregory JE, Unicomb L, Millard G, et al.

Emerg Infect Dis [serial on the Internet]. 2005 Aug [date cited]. Available from

<http://www.cdc.gov/ncidod/EID/vol11no08/04-1367.htm>

オーストラリアにおける、食品由来胃腸炎による 2000 年の患者数、入院数、死亡数を推定した。感染性胃腸炎の総数は電話調査により推定された。食品由来の割合を 16 病原体それぞれについて、データより推定をした。不確実性を考慮するために 95% 確実区間(CrI: Credibility Interval)の計算にはシミュレーションを用いた。オーストラリアにおける胃腸炎患者の推定数は年間 1720 万人 (95% 信頼区間 1450~1990 万人) とされ、そのうち 32% (95% CrI 24%~40%) が食品由来と推定された。これは 1 人当たり年間 0.3 (95% CrI 0.2~0.4) 件、オーストラリア全体で年間 540 万 (95% CrI 400 万~690 万) 件であった。原因としてはノロウイルス、腸病原性大腸菌、カンピロバクター、サルモネラ、が最も多く、さらに食品由来胃腸炎が年間 15,000 件の入院 (95% CrI 11,000~18,000 件)、80 件の死者 (95% CrI 40~120 件) の要因となっていると推定された。食品由来疾病の危険性が大きいことから、不確実性の評価を含む国際的な比較の為に標準化した推定法の必要性が示された。

---

● Public Health Agency of Canada

[http://www.phac-aspc.gc.ca/new\\_e.html](http://www.phac-aspc.gc.ca/new_e.html)

カナダと米国が重要な病原体サーベイランスシステムを相互接続

## Canada/US Link Critical Disease Surveillance Systems

### News Release

August 12, 2005

カナダ厚生大臣 Ujjal Dosanjh と米国大使 David Wilkins は感染症アウトブレイク対策として対応時間の短縮と、対応能力の向上のために、相互の国立研究所間での情報の即時交換と比較を行うことを可能とする覚え書きを交わした。Winnipeg の PHAC に設置されている PulseNet Canada と米国 CDC に設置されている PulseNet USA を相互接続することにより細菌の遺伝情報を即時比較することが可能となり、北米の異なる研究所から入力されると同時に情報全てについて比較することが可能となる。

[http://www.phac-aspc.gc.ca/media/nr-rp/2005/2005\\_30\\_e.html](http://www.phac-aspc.gc.ca/media/nr-rp/2005/2005_30_e.html)

---

### ● Canadian Food Inspection Agency

<http://www.inspection.gc.ca/>

#### 1. ファクトシート：カナダの BSE サーベイランスのプロトコール

Fact Sheet - Canada's Protocols for BSE Surveillance

Date Modified: 2005-08-04

カナダの BSE 検査は OIE が推奨するガイドラインと完全に一致したものである。死亡・歩行不能・瀕死・何らかの疾患を発症している 30 カ月齢以上のウシなどハイリスクのウシからサンプルを採集する。また、BSE と一致する症状を呈しているウシは CFIA への報告が義務づけられている。このサーベイランスは、国内の BSE の蔓延率を把握し、現在行われている対策の有効性を確認するのに極めて重要である。カナダの 2005 年の目標検査頭数は 30,000 頭であるが、6 月には目標頭数を超え、8 月 1 日現在で 36,000 頭に達した。

#### 予備検査

カナダでは、通常のサーベイランスに 2 種類の迅速スクリーニング検査が使用されている。CFIA など政府機関による評価では、この検査は潜伏期間後期の BSE の検出に 100% 正確であるとされた。このように感度が高いため、感染していないウシのサンプルが陽性となり、再検査が必要となる場合がある。

#### 第二段階の検査

予備検査で陽性となったサンプルは、「非陰性(non-negative)」とされ、スクリーニング検査を行ったラボで同じ検査がもう一度行われる。再検査でも陽性となった場合は「要再検査(inconclusive)」と考えられ、確認検査のために国立 BSE リファレンスラボである National Centre for Foreign Animal Disease (NCFAD) に送付され、3 回目の迅速検査が行われる。再び陽性であった場合は「疑い例(suspect)」とされ、確認検査が行われる。陰性の場合でも、品質保証のために確認検査（免疫組織化学検査または OIE のウェスタンブロット法）が行われる。



## 確認検査

免疫組織化学検査(IHC)および OIE のウェスタンブロット法は、SAF 免疫ブロット法とも呼ばれ、国際的に認められている BSE 確認検査である。NCFAD は主に IHC を用いている。OIE のウェスタンブロット法は、IHC 検査への追加検査または代替検査として行われる。IHC 検査が適用できない組織や、IHC で陰性となったが疑いのあるサンプルに行われる。

<http://www.inspection.gc.ca/english/anima/heasan/disemala/bseesb/bseesbsurve.shtml>

## 2. 健康危害警告 *Cyclospora cayetanensis* に汚染されたパスタソース製品の回収

Health Hazard Alert

Fontaine Santé Pesto Products May Contain Dangerous Microorganism

August 3, 2005

CFIA と Aliments Fontaine Santé 社は、*Cyclospora cayetanensis* に汚染されている可能性があるとして一部のパスタソース製品（4 種）を喫食しないよう消費者に周知するとともに、同社は自主回収を開始した。製品はケベック州とオンタリオ州に流通している。この製品の摂取による健康被害の報告はない。

<http://www.inspection.gc.ca/english/corpaffr/recarapp/2005/20050803be.shtml>

---

## ● EFSA (European Food Safety Authority)

<http://www.efsa.eu.int/>

EC から依頼された EFSA のチリ、ブラジル、アルゼンチン、ニュージーランド、パナマに対する地理的 BSE リスク (Geographical BSE-Risk(GBR)) に関するアセスメント報告書が公開された。それぞれの国において、発症もしくは未発症の BSE に感染している牛が一頭、もしくは複数頭存在する可能性を評価している。

GBR レベル I (国内牛が感染している可能性が非常に低い)： ニュージーランド、アルゼンチン、パナマ

GBR レベル II (国内牛が感染している可能性は低いが除外できない)： ブラジル

GBR レベル III (国内牛感染している可能性がある)： チリ

以下のページからそれぞれの詳細な Report と Summary がダウンロード可能。

16 August 2005

## 1. チリにおける地理的 BSE リスクに関するアセスメント報告書

Scientific Report of the European Food Safety Authority on the Assessment of the Geographical BSE-Risk (GBR) of Chile.

[http://www.efsa.eu.int/science/tse\\_assessments/gbr\\_assessments/1072\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/tse_assessments/gbr_assessments/1072_en.html)

2. ブラジルにおける地理的 BSE リスクに関するアセスメント報告書

Scientific Report of the European Food Safety Authority on the Assessment of the Geographical BSE-Risk (GBR) of Brazil

[http://www.efsa.eu.int/science/tse\\_assessments/gbr\\_assessments/1073\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/tse_assessments/gbr_assessments/1073_en.html)

3. アルゼンチンにおける地理的 BSE リスクに関するアセスメント報告書

EFSA Scientific Report on the Assessment of the Geographical BSE-risk (GBR) Argentina

[http://www.efsa.eu.int/science/tse\\_assessments/gbr\\_assessments/1074\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/tse_assessments/gbr_assessments/1074_en.html)

4. ニュージーランドにおける地理的 BSE リスクに関するアセスメント報告書

Scientific Report of the European Food Safety Authority on the Assessment of the Geographical BSE-Risk (GBR) of New Zealand.

[http://www.efsa.eu.int/science/tse\\_assessments/gbr\\_assessments/1071\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/tse_assessments/gbr_assessments/1071_en.html)

5. パナマにおける地理的 BSE リスクに関するアセスメント報告書

Scientific Report of the European Food Safety Authority on the Assessment of the Geographical BSE-Risk (GBR) of Panama

[http://www.efsa.eu.int/science/tse\\_assessments/gbr\\_assessments/1070\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/tse_assessments/gbr_assessments/1070_en.html)

---

● Eurosurveillance

<http://www.eurosurveillance.org/index-02.asp>

volume 10 issue 8

1. スペインにおける調理済み鶏肉摂食と関連した *Salmonella* Hadar のアウトブレイク。現在までに 2000 人以上が発症。2005 年 7 月～8 月。(E-alert 8 月 9 日)

E-alert 9 August: Over 2000 cases so far in *Salmonella* Hadar outbreak in Spain associated with consumption of pre-cooked chicken, July-August 2005.

11 August 2005

2005 年 8 月 5 日現在、2138 人のサルモネラ胃腸炎患者がスペイン国立疫学センター (CNE: National Centre for Epidemiology) に報告されている。報告された患者は疫学および微生物学的にスペイン中で小売りされている調理済みローストチキン真空パックの特定ブランドの摂食に関連していることが確認されている。7 月 28 日に CNE に 8 家庭から 25 名のサルモネラ症の臨床症状を呈した患者発生情報が寄せられ、同日さらに別の 2 カ

所でも同様の被害報告が寄せられたため、スペイン食品安全局（Spanish Food Safety Agency）が原因食品の調査を開始した。7月29日には早期警告および対応システム（EWRS: Early Warning and Response System）と Enter-net を介してヨーロッパ中の保健衛生関係者に警告情報が送付された。患者検便から分離された90株と鶏肉検体から分離された6株が National Reference ラボに送付され、現在までに解析結果が得られている35株（患者30株、鶏肉5株）において *Salmonella* Hadar が、さらにそのうち34株において phage type2 が確認された。分離株は ampicillin、cefalotine、streptomycin、nalidixic acid と tetracycline に耐性であった。パルスフィールド電気泳動（PFGE）パターンでは患者株と鶏肉株の間に差異は認められなかった。地元保健所が原因ブランド製品生産工場の環境調査を行い、その公式結果待ちである。

以下の対応策を実施した。

1. 7月28日と29日に原因ブランドの鶏肉製品が回収された。
2. 7月28日にスペイン中で既に購入されている原因ブランドの鶏肉製品を摂食しないように、スペイン厚生省はマスメディアを利用した大々的なキャンペーンを行った。

近年のスペインにおける最も大規模なサルモネラ症のアウトブレイク事例である。原因ブランドの鶏肉製品の回収後に発症数が劇的に減少していることから、実施した対策が新規感染防御に効果的であったことを示している。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/050811.asp#1>

## 2. スペインで初めての vCJD 患者

First case of vCJD reported in Spain

4 August 2005

スペイン保健省が、初めて vCJD 患者が見つかったことを報告した。

患者は7月10日に死亡したマドリッドの26歳女性で、輸血も英国滞在の経験もなかった。2004年11月に症状が始まって急速に痴呆が進み、MRI と EEG は正常、脳脊髄液中に14-3-3 タンパクが検出された。2005年初め、運動失調、構音障害、失行、ミオクローヌスなどの神経症状が現れ、4月に初めて MRI の異常が観察された。プリオンタンパク遺伝子(PRPN)のコードン129がメチオニンのホモ接合体であった。PRPNの変異もCJDの家族歴もなかった。

5月にスペインのCJD登録所に通知され、散発性CJD(sCJD)またはvCJDの可能例の基準に一致したため、sCJDの可能性例として登録された。その後、マドリッドにあるFundación Hospital de Alcorcónで行われた脳神経病理学検査の結果、vCJDが確認された。さらに検査を行うため、英国EdinburghにあるNational CJD Surveillance Unitのヨーロッパリファレンスセンターに検体が送付され、8月下旬に結果が出る予定である。

<http://www.eurosurveillance.org/ew/2005/050804.asp#1>

● Food Standard Agency, U. K.

<http://www.food.gov.uk/>

## 1. FSA 委員会が政府に信頼性の高い BSE 検出法が開発されたと報告

Board advises that reliable BSE testing system has now been developed

Monday, 15 August 2005

FSA 委員会は政府に対して 30 ヶ月齢以上 (OTM: Over Thirty Months) のウシに対する信頼性の高い BSE 検査法が開発されたと報告した。2004 年 12 月に政府は年齢の高いウシ全てをフードチェーンから外している現在の規制から、年齢の高いウシが検査で陰性であればフードチェーンに入れられるように変更する発表を行った。規制の再検討案は 2002 年に BSE 陽性件数が 1992 年の 36,000 頭をピークに、昨年の 82 頭へと急激に減少する中で浮上し、FSA は政府から確実性の高い検査法が開発されているかの評価依頼を受けていた。BSE コントロールにおける中核であり、ウシで 99%の感染可能性を除去できるとされる特定危険部位 (SRM: Specified Risk Material) 除去は継続され、農場の動物へのほ乳類肉骨粉餌 (MBM: Meat and bone meal) の給餌に対する規制にも変更はなく、さらに 1996 年 8 月以前に産まれた動物は今まで通りフードチェーンから排除される。この規制変更により英国は、2001 年より 30 ヶ月齢以上のウシを検査することで効果をあげている他の EU 諸国と同様の規制になる。

今回の報告の根拠として 3 点をあげている。

1. Patrick Wall 博士を代表とする検査システム評価の為に設置された独立諮問グループによる報告書。
2. EU 獣医食品局 (Food and Veterinary Office) による今年度の英国 BSE コントロールに関する検査結果が満足のいくものであったこと。
3. FSA が行った一連の一般向け公聴会の結果。

一般向け公聴会と独立諮問グループのどちらも、規制変更に際しコミュニケーションに関する計画の重要性を強調し、FSA はそれを最優先課題とすることに同意した。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2005/aug/otmannounceboard>

## 2. 鶏肉のカンピロバクター菌汚染率半減のためにベースラインを検討

Agency consults on campylobacter baseline target

11 August 2005

英国食品基準庁(FSA)は、英国内で生産される鶏肉のカンピロバクター菌汚染率を 2010 年までに半減させるという目標を設定しており、ベースラインを設定するために 12 週間の検討期間を開始した。設定の根拠として、FSA による 2001 年の鶏肉のカンピロバクター菌調査、地方機関のサーベイランス、新しいサーベイランス、業界のデータ、食肉処理場における調査などが提案されている。それぞれに限界があり、単一のデータによっては設定できない。しかし、FSA の 2001 年の調査ではベースラインは 42~76%の範囲内であった

のが、他の情報源からのデータも考慮すると、現在の汚染率が少なくとも 70%であることが示されている。このため、2010 年の目標設定については小売製品における 70%がベースラインになると考えられている。

<http://www.food.gov.uk/news/newsarchive/2005/aug/baseline>

---

● FSANZ(Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

***Listeria monocytogenes* および *E. coli* 汚染により豆腐製品が回収**

FSANZ, Product Recall, Tofu Products

29 July 2005

オーストラリアの西オーストラリア州パース市において販売された豆腐製品で *Listeria monocytogenes* および *E. coli* 汚染が確認されたため、製造元 Aus Soya 社が自主回収を行っている。

<http://www.foodstandards.gov.au/recallssurveillance/foodrecalls/currentconsumerlevelrecalls/tofumicrobialcontami2974.cfm>

---

● ProMED-Mail

<http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1000>

1. 鳥インフルエンザ (ロシア)

Avian influenza – Asia: Russia (Siberia), H5N1

16 August 2005

ロシアの鳥インフルエンザのアウトブレイクは 7 月 21 日に Novosibirsk で始まり、Tyumen, Omsk, Kurgan, Altai に広がった。8 月中旬、Novosibirsk から 1,000km 離れた Chelyabinsk の Oktyabrskore 村で鶏 60 羽が死亡し、6 番目の発生地域となった。これまでに 11,000 以上が処分されている。Chelyabinsk では、感染した鳥の処分、Oktyabrskore 村への道路の封鎖、家禽製品の売買禁止が行われている。人間の患者は報告されていない。Agence France-Presse によると、H5N1 が確認されたのは、Novosibirsk, Altai, および Omsk のみである。

ウイルスは渡り鳥によってアジアからもたらされたと考えられている。現在のところ、Chelyabinsk が最西端であるが、秋に渡り鳥が温暖な地方へ移動するにしたがい、ロシア南部の農業中心地を通して、ウイルスがヨーロッパやアフリカへ広がることが懸念されている。

また、あるジャーナリストが発生地域を訪問後に入院して検査を受けており、今週末に

結果が出る予定であるが、既に回復したという報道もある。最近、4人のロシア人が鳥インフルエンザの疑いで入院したが、検査結果は陰性であった。

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:3755982293559882779::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1000,30074](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:3755982293559882779::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,30074)

## 2. 原因不明の死亡、血性下痢（コンゴ民主共和国）

Undiagnosed deaths – Congo DR (Maniema) (03): bloody diarrhea

13 August 2005

中央部 Maniema 州の Kabongola で出血性下痢が 7 月 29 日から流行しており、7 月 22 日～8 月 8 日までの死亡者は 23 人、患者は 997 人になった。死亡者は全員がダイヤモンド鉱山の鉱夫であった。

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,30049](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,30049)

## 3. コレラ（リベリア）

Undiagnosed deaths, miners – Liberia (Sinoe) (02): cholera

12 August 2005

リベリア南東部 Sinoe 郡にある違法経営の金とダイヤモンドの鉱山で、8 月 11 日に汚染された水によるコレラのアウトブレイクが発生し、鉱夫 100 人以上が死亡したとカトリック系ラジオ局 Radio Veritas が報道している。

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,30034](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,30034)

## 4. 鳥インフルエンザ（ベトナム）

Avian influenza, human – East Asia (116): Viet Nam

11 August 2005

7 月末に南部の Ben Tre 省で 30 歳男性が H5N1 感染で死亡した。同省では初めての鳥インフルエンザによる死亡者である。この死亡者は、感染した闘鶏を処理し摂食していた。鳥は、ワクチンが接種されていたと考えられている。北部では、9 月 1～15 日に養鶏に対するワクチン接種が予定されている。

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,30007](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,30007)

## 5. 鳥インフルエンザ（インドネシア）

Avian influenza, human – East Asia (116): Indonesia

10 August 2005

ジャカルタで鳥インフルエンザにより 3 人が死亡したが、感染源を特定することはでき

ないまま調査は打ち切られることになった。死亡者と接触のあった 300 人以上の検査結果は陰性で、新たな患者は出ていない。同国では、2003 年末から 33 州のうち 22 州で鳥インフルエンザが発生し、約 950 万羽が死亡した。また、2005 年初めにはジャワ島でブタの感染が確認された。

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,30006](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17585445517163403933::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,30006)

## 6. コレラ、下痢、赤痢最新情報

Cholera, diarrhea & dysentery update 2005 (31) (30) (29)

12, 5, 3 August 2005

コレラ (中国) (8月10日)

2005年7月の中国では27の感染症による患者数は390,418人、死亡は754人であった。上位5疾病は結核、B型肝炎、細菌性・アメーバ性赤痢、淋病、梅毒で、これらで87.86%を占めた。死因の上位5疾病は、結核、狂犬病、AIDS、日本脳炎およびB型肝炎で、85.54%を占めた。また、7月のコレラ患者は76人で、2004年同時期の2.5倍であった。

コレラ (インドネシア経由香港) (8月8日)

25歳女性に外国由来のコレラが確認され、2005年における3人目のコレラ患者となった。この患者は8月3日にインドネシアで発症し、2日後香港に帰国した。

コレラ (イラン) (8月7日)

コレラのアウトブレイクで、患者は56人となり、死亡は3人増えた。

コレラ (イラン) (8月6日)

イラン各地でコレラのアウトブレイクが発生し、46人が感染、2人が死亡した。患者の半数以上は中央部のQomから、17人がテヘラン州から報告されている。

コレラ (イラン) (8月2日)

Qom市でコレラにより少なくとも3人が死亡し、数人が入院した。

コレラ (パキスタン) (8月6日)

Swabiで、コレラと胃腸疾患により5人が死亡した。

コレラ (パキスタン) (7月29日)

Multanで3日間に少なくとも8人が胃腸疾患で死亡し、Punjab州の死亡は60人になった。7月28日の発表によると、最近34日間での患者は約6,027人で女性や小児がほとんどである。

コレラ、下痢 (インド) (8月5日)

Maharashtra州で、豪雨の影響により約3,000人がコレラ、胃腸疾患、赤痢を発症した。

コレラ (インド) (7月25日)

Karnataka州のGulbarga地区でコレラにより3人が死亡した。AlandaのBhusanir村では胃炎患者が15人、Bhima川沿い地域でコレラ患者が出ている。

コレラ (モーリタニア) (8月9日)

首都 Nouakchott の郊外 Elmina 地区からコレラ患者 240 人が報告された。

コレラ (コンゴ民主共和国) (8月9日)

東部の Goma で、7月からコレラ患者約 200 人と麻疹患者 270 人が報告され、少なくとも成人 5 人と小児 16 人が死亡した。

コレラ (ギニア-ビサウ) (8月9日)

2カ月前にコレラのアウトブレイクが発生して以来、患者は 5,300 人、死亡は 83 人に達した。流行は全土に広がっており、最も被害の大きいのは首都ビサウで患者は 4,147 人である。ついで、Biombo 地域から患者 735 人、死亡 29 人が報告されている。

コレラ (ギニア-ビサウ) (8月2日)

6月中旬以降、コレラによる死亡は 64 人、患者は 4,331 人で、それぞれ 3 週間前のほぼ 3 倍、2 倍以上である。3/4 以上が首都ビサウ市民で、現在も連日 50~75 人の新たな患者が出ており、死亡は 26 人である。東部の Bafata と Gabou を除く全土に広がっている。

コレラ (ウガンダ) (8月3日)

11 地区でコレラの流行が続いており、2005 年からの患者が 220 人、死亡が 56 人となった。7月に患者が報告されたのは Arua, Nebbi, Gulu および Kotido 地区である。

コレラ (ウガンダ) (7月26日)

Arua で 1 週間の沈静後、7月第 3 週にコレラが再発生し、Madi-Okollo 郡の難民キャンプから死亡 1 人と患者 5 人が報告された。また、Offaka 準郡から新たな患者 2 人が、過去 2 週間に Nebbi, Wadelai からも患者が報告された。

コレラ (ウガンダ) (7月25日)

北東部 Kotido 地区でコレラが流行し、Panyangira で 3 人が死亡した。6月 16 日以降、北西部 Arua 地区では 20 人以上が死亡、首都 Kampala の Kantanga 貧民街では 6 月以降に 10 人以上が死亡した。

コレラ (ナイジェリア) (8月3日)

Adamawa 州の Numam, Lamurde および Guyuk の 3 行政区で、コレラによる死亡 20 人が確認され、入院患者も多数出ている。非公式の数字では、死亡者数はさらに多い可能性がある。

コレラ (インド経由韓国) (8月3日)

韓国の Incheon 国際空港で、インドからの航空機の汚水システムからコレラ菌が検出された。現在乗客 55 人の調査を行なっている。同様の事件としては 2005 年で 3 度目である。

コレラ (ブルンジ) (7月22日)

北西部 Cibitoke からコレラ患者 20 人が報告された。

コレラ (アフガニスタン) (7月29日)

北部 Badakhshan 県 Shahr-e Bozorg 地区の 5 村で、20 人がコレラにより死亡した。死亡のほとんどが小児である。Konduz 県と Baghlan 県の複数の地区からもアウトブレイクが報告されている。

コレラ WHO WER 報告



ギニア	6月24日～7月24日	患者 208 人	死亡 6 人
ギニア	4月11日～7月3日	患者 363 人	死亡 26 人
ギニアービサウ	7月12～31日	患者 2,206 人	死亡 25 人
ギニアービサウ	7月6～11日	患者 535 人	死亡 17 人
マリ	6月24日～7月24日	患者 41 人	死亡 5 人
セネガル	7月11～31日	患者 51 人	死亡 1 人
セネガル	7月4～10日	患者 532 人	死亡 6 人
インドネシア	6月1～28日	患者 1,338 人	死亡 19 人
オランダ	5月17日～6月14日	患者 2 人 (外国由来)	

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:6332861538872616096::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1010,30033](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:6332861538872616096::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1010,30033)

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:29002384394866567::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1000,29954](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:29002384394866567::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,29954)

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17311975062801648397::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1000,29921](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:17311975062801648397::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,29921)

## 7. 鶏肉料理によるサルモネラ症 (スペイン)

Salmonellosis, precooked chicken – Spain

3 August 2005

鶏肉料理によるサルモネラ症のアウトブレイクで、患者が 921 人に達した。90 歳男性が Sada 社製の鶏肉料理を摂食後に死亡し、関連性を調査中である。この業者は 2 種類の鶏肉製品を製造しており、アウトブレイクが明らかになった 7 月 29 日から製品 150,000 個を回収した。アウトブレイクは 17 州中 13 州で発生した。

[http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:11979843134039249600::NO::F2400\\_P1001\\_BACK\\_PAGE,F2400\\_P1001\\_PUB\\_MAIL\\_ID:1000,29929](http://www.promedmail.org/pls/askus/f?p=2400:1001:11979843134039249600::NO::F2400_P1001_BACK_PAGE,F2400_P1001_PUB_MAIL_ID:1000,29929)

[Eurosurveillance に関連記事有]

## ● FSNet

<http://www.foodsafetynetwork.ca/>

### 1. 宗教儀式の参加者 280 名以上で赤痢アウトブレイク

280 sick from outbreak of shigellosis

August 11, 2005

KMTR News Source 16 (Oregon)

米国オレゴン州、ダグラスカウンティの Umpqua コミュニティーで宗教儀式に参加した 280 名以上が風邪のような症状を発症して、そのうち 9 名が入院、18 名から赤痢菌が分

離されている。正確な感染源は調査中である。

[http://archives.foodsafetynetwork.ca/fsnet/2005/8-2005/fsnet\\_aug\\_12.htm#story2](http://archives.foodsafetynetwork.ca/fsnet/2005/8-2005/fsnet_aug_12.htm#story2)

## 2. IAFP主催食品安全に関するヨーロッパにおけるシンポジウム

IAFP European Symposium on Food Safety

August 9, 2005

IAFP Press Release

チェコ共和国プラハで2005年10月11日～12日にThe International Association for Food Protection (IAFP)が初めてヨーロッパにおける食品安全に関するシンポジウムを開催する。国際的専門家がプレゼンテーションを行い、「食品業界における再汚染」について議論する。プログラムや登録に関する情報は以下サイトより入手可能。

<http://www.foodprotection.org/meetingsEducation/PragueHomePage.htm>

[http://archives.foodsafetynetwork.ca/fsnet/2005/8-2005/fsnet\\_aug\\_9.htm#story7](http://archives.foodsafetynetwork.ca/fsnet/2005/8-2005/fsnet_aug_9.htm#story7)

---

### 【記事・論文紹介】

#### 1. 対応が十分迅速であれば、鳥インフルエンザの汎流行は薬剤投与で抑止可能

Drugs could head off a flu pandemic – but only if we respond fast enough

Declan Butler

Nature 436, 614-615 (4 August 2005)

鳥インフルエンザ汎流行抑止策に関する記事。

#### 2. H5N1 鳥インフルエンザの汎流行対策

H5N1 influenza pandemic: contingency plans

Kenneth W T Tsang, Philip Eng, C K Liam, Young-soo Shim, Wah K Lam

The Lancet Vol. 366, p. 533-534, 13 August 2005

H5N1 鳥インフルエンザのヒトにおける汎流行防止策に関するレビュー。

#### 3. 北欧の国々で生産されるハチミツにおける *Clostridium botulinum* type A、B、EとFの陽性率とその多様性

Prevalence and diversity of *Clostridium botulinum* types A, B, E and F in honey produced in the Nordic countries.

Nevas M, Lindstrom M, Hautamaki K, Puoskari S, Korkeala H.

Int J Food Microbiol. 2005 Jul 27; [Epub ahead of print]

4. タイとベトナムで 2004 に分離された H5N1 インフルエンザウイルスの豚への感染実験

Studies of H5N1 Influenza Virus Infection of Pigs by Using Viruses Isolated in Vietnam and Thailand in 2004

Choi YK, Nguyen TD, Ozaki H, Webby RJ, Puthavathana P, Buranathal C, Chaisingh A, Auewarakul P, Hanh NT, Ma SK, Hui PY, Guan Y, Peiris JS, Webster RG.

Journal of Virology Vol. 79, No. 16, p. 10821-10825, Aug 2005

5. クロイツフェルトヤコブ病(CJD)における脳脊髄液中のバイオマーカー

Cerebrospinal fluid biomarkers in Creutzfeldt-Jakob disease.

Van Everbroeck B, Boons J, Cras P.

Clin Neurol Neurosurg. 2005 Aug;107(5):355-60. Epub 2005 Jan 12.

以上

---

- 
- IARC（国際がん研究機関/WHO） <http://www.iarc.fr/index.html>

1. IARC モノグラフではエストロゲン-プロゲステロン複合避妊薬及び閉経期治療はヒトに対して発がん性があると結論

IARC Monographs Programme Finds Combined Estrogen-Progestogen Contraceptives and Menopausal Therapy are Carcinogenic to Humans (29 July 2005)

[http://www.iarc.fr/ENG/Press\\_Releases/pr167a.html](http://www.iarc.fr/ENG/Press_Releases/pr167a.html)

IARC モノグラフ作業グループは、公表されている科学的エビデンスを検討した結果、エストロゲン-プロゲステロン複合避妊薬及び閉経期治療がグループ 1（ヒトに対して発がん性有り）であると結論した。IARC Vol. 91（来年初め発刊予定）で評価を行っている。

経口避妊薬は乳がんリスクをわずかに高め（使用をやめて 10 年で未使用者と同程度に下がる）、長期使用で子宮頸がんや肝がんのリスクを増加させる。一方、子宮内膜や卵巣がんのリスクは下げる。このリスクとベネフィットの評価にはより詳細な研究が必要である。閉経期治療については乳がんと子宮内膜がんのリスクが増加する。これまで閉経期治療は「発がん性のある可能性がある」であったが、今回は「発がん性がある」に変更された。医師の指導の元にリスクとベネフィットを十分に考慮した上で治療や使用を行うことが重要である。

- 
- FAO（国連食糧農業機関） <http://www.fao.org/>

1. アフガンの飛蝗との戦いが大きく前進

Significant progress in Afghan locust battle (3 August 2005)

<http://www.fao.org/newsroom/en/news/2005/107043/index.html>

アフガニスタン政府は FAO と協力して飛蝗の除去に大きな成功をおさめた。今年の成功の一端は幼生の時期に使用されたジフルベンズロン diflubenzuron による。この殺虫剤を使用すると幼虫が脱皮後新しくできた皮膚が硬化できず死滅する。

- 
- EU（欧州連合） Food Safety : from the Farm to the Fork

[http://europa.eu.int/comm/food/index\\_en.html](http://europa.eu.int/comm/food/index_en.html)

1. EU 官報 Official Journal of the European Union

1) 新規食品または新規食品成分としてのベタインの販売を認めず

Commission Decision of 25 July 2005 refusing the placing on the market of betaine as a novel food or novel food ingredient under Regulation (EC) No 258/97 of the European Parliament and of the Council (29.7.2005)

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l\\_199/l\\_19920050729en00890089.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l_199/l_19920050729en00890089.pdf)

2003年にフィンランドの会社から出されていたベタインの新規食品・新規食品成分としての販売認可申請に対し、EUはこれを認めないとの結論を下した。

これについては、2005年2月にEFSAが申請されている使用目的でのベタインの安全性は確認できないと結論している。(「食品安全情報2005年No.7参照)

2) 新規食品または食品成分としてのイソマルツロースの販売を認可

Commission Decision of 25 July 2005 authorising the placing on the market of isomaltulose as a novel food or novel food ingredient under Regulation (EC) No 258/97 of the European Parliament and of the Council (29.7.2005)

[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l\\_199/l\\_19920050729en00900091.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l_199/l_19920050729en00900091.pdf)

2004年5月にドイツの会社から出されていたイソマルツロースの新規食品・新規食品成分としての販売認可申請に対し、EUはこれを認可した。

◇イソマルツロース

isomaltulose (palatinose, 6-O-D-glucopyranosyl-D-fructose)

CAS 番号 : 13718-94-0

日本ではパラチノースとよばれることが多く、虫歯の原因にならない甘味料として用いられている。二糖類でショ糖の異性体であるが、ショ糖と異なり還元性がある。蜂蜜やサトウキビ抽出物に天然で低濃度存在する。

2. 2-メルカプトベンゾチアゾール(MBT)についてのSCCP (消費材に関する科学委員会)の意見 (感作のみ)

2-Mercaptobenzothiazole (MBT) (sensitisation only) Adopted by the SCCP during the 4th plenary of 21 June 2005

[http://europa.eu.int/comm/health/ph\\_risk/committees/04\\_sccp/docs/sccp\\_o\\_00i.pdf](http://europa.eu.int/comm/health/ph_risk/committees/04_sccp/docs/sccp_o_00i.pdf)

2-メルカプトベンゾチアゾール(MBT)はゴムの加硫促進剤等として用いられている。欧州標準化委員会 (CEN) は、おしゃぶりや乳首からの MBT の溶出基準を 8 mg/kg ゴムと設定している。2002年にオランダの環境省が、天然ゴム製のおしゃぶりや乳首から MBT が溶出することを報告し (基準値より高い場合も低い場合もある)、皮膚感作性の点からも CEN の MBT 基準値は高すぎるとしている。

SCCPは、天然ゴムからのMBT暴露による感作のリスクは無視できるほど小さく、CENの基準値は適切であると結論している。手袋やゴムバンドからの溶出が大きい可能性があるため、消費材から溶出しアレルギー性接触皮膚炎を誘発するようなその他の物質も含めて調査が必要である。

### 3. 欧州委員会が遺伝子組換え (GM) トウモロコシ MON 863 について飼料としての輸入・加工を承認

GMOs: Commission authorises the import of GM maize MON 863 for use in animal feed (8 August 2005)

<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/05/1046&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

欧州委員会は8月8日、害虫抵抗性遺伝子組換え (GM) トウモロコシ MON 863 について、動物飼料用途における輸入・加工のための販売を承認した。但し食品としての使用や栽培は認められていない。この GM トウモロコシはモンサント社が開発し申請していたもので、承認は今後10年間有効である。

背景: GM トウモロコシ MON 863 に関しては、モンサント社が動物飼料用の輸入・加工・使用についてドイツの担当官庁に申請していた。ドイツ当局は、申請された使用形態ではヒトの健康や環境へのリスクを示す科学的エビデンスはないと結論したが他のメンバー国から異議が出され、諮問を受けた EFSA が2004年4月16日、この品種が在来種のトウモロコシと同様に安全であり有害影響はありそうもないとする意見書を提出した。その後、ドイツ当局が最初の申請に含まれていたラットの混餌投与試験についての再評価を申請したが、これを検討した EFSA は最初の意見に変更はないと結論した。その後2004年11月に開かれた規制委員会 (Regulatory Committee) 及び2005年6月に開かれた環境理事会 (Environment Council) ではいずれも承認決定についての結論を出すことができず、EU規則にしたがって欧州委員会が最終決定を採択した。

※「食品安全情報」2004年 No.23 および No.25 に関連情報

### 4. リスクアセスメントへのベンチマーク用量アプローチの適用について

Mandate for the Scientific Committee on the use of the Benchmark Dose Approach in Risk Assessment (12 August 2005)

[http://www.efsa.eu.int/science/sc\\_committee/sc\\_documents/1067\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/sc_committee/sc_documents/1067_en.html)

ECの食品科学委員会やEFSAはこれまで、食品中の化学物質のリスクアセスメントに動物試験データを用いる場合NOAELやLOAELを用いており、ベンチマーク用量 (BMD) アプローチを適用したことはない。しかし、メチル水銀やポリ塩化ビフェニルなどBMDアプローチの適用を考慮する必要があるものが時折出てきている。EFSAは、科学委員会に対し以下の問題についての意見をもとめた。

検討内容 (TOR) :

- ・従来の NOAEL の使用に対し、BMD アプローチを用いる場合の利点及び限界についての文書 (案) 作成
- ・EFSA のパネル及び専門家グループがリスクアセスメントを行う場合により望ましいアプローチについての意見書の作成
- ・BMD アプローチが規制のためのリスクアセスメントにおいて最も適切と考えられた場合、このアプローチの整合化された形での導入方法に関するガイダンス  
科学委員会は 2006 年 5 月末までに意見書を作成するようにもとめられているが、もしそれが難しい場合は少なくとも最初の事項について意見書を作成する。

## 5. 食品及び飼料に関する緊急警告システム

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF)

第 32 週 [http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week32-2005\\_en.pdf](http://europa.eu.int/comm/food/food/rapidalert/reports/week32-2005_en.pdf)  
警報通知 (Alert Notifications)

ベルギー産チリパウダーに未認可色素 Sudan I 及び IV、英国産カレー粉に Sudan I、ポーランド産スパイスミックスに Sudan I、IV 及びバターイエロー、中国 (香港) 産瘦身用サプリメントにシブトラミン、ベトナム産ナマズ切身にマラカイトグリーン、タイ産エネルギードリンクに過剰のタウリンとカフェイン、スペイン産粉末パプリカにアナトー色素など

情報通知 (Information Notifications)

ベトナム産ナマズ切身や冷凍切身・ゼラチン原料用魚皮・中国産ウナギ中にマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン、中国製食器・調理器具類から重金属 (鉛・クロム)、ベトナム産醤油に 3-MCPD、イスラエル産液体コーヒー製品に無許可ソルビン酸カリウム及び p-ヒドロキシ安息香酸エステル、グルジア産天然ミネラルウォーターに不正表示及び過剰量のバリウムとフッ素など

---

### ● EFSA (欧州食品安全機関 : European Food Safety Authority)

[http://www.efsa.eu.int/index\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/index_en.html)

#### 1. ピリミカーブの評価に関する PPR パネル (植物用農薬及びその残留物質に関する科学委員会) の意見

Opinion of the PPR Panel on a request from EFSA related to the evaluation of pirimicarb (08 August 2005)

[http://www.efsa.eu.int/science/ppr/ppr\\_opinions/1063\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/ppr/ppr_opinions/1063_en.html)

PPR パネルは、カーバメート系殺虫剤ピリミカーブの鳥類に対する急性リスクについて意見を求められた。ピリミカーブを使用した作物畑の昆虫を摂取する鳥類のリスクについて

て評価を行い、最大限の暴露を考へても鳥が致死量のピリミカーブを摂取することは考へにくいとしている。

## 2. 「遺伝子組換え微生物 (GMM) 及びそれに由来する食品・飼料のリスクアセスメントに関するガイダンス文書 (案)」 についてのパブリックコメント募集

Public consultation of the working document "Draft Guidance Document for the Risk Assessment of GMMs and their Derived Products Intended for Food and Feed Use"

(10 August 2005)

[http://www.efsa.eu.int/science/gmo/gmo\\_consultations/1035\\_en.html](http://www.efsa.eu.int/science/gmo/gmo_consultations/1035_en.html)

EFSA は欧州委員会から、GM 食品・飼料の承認申請について申請者の参考となるガイダンス文書の作成を依頼され、GMO パネルが作成作業を担当した。GM 植物のリスクアセスメントに関しては最初のガイダンス文書が 2004 年 9 月 24 日に採択され発表されている。表題のガイダンス文書 (案) については、2005 年 7 月 5 日に GMO パネルの総会で採択された。

ガイダンス文書 (案) のフルテキスト :

[http://www.efsa.eu.int/science/gmo/gmo\\_consultations/1035/gmo\\_consultation\\_guide\\_gmm2\\_en1.pdf](http://www.efsa.eu.int/science/gmo/gmo_consultations/1035/gmo_consultation_guide_gmm2_en1.pdf)

EFSA 及び GMO パネルは、本ガイダンス文書 (案) の最終採択前にパブリックコメントを募集している (締め切り : 2005 年 9 月 30 日)。

- 
- 英国 PSD (The Pesticides Safety Directorate) (<http://www.pesticides.gov.uk/>) (DEFRA (環境・食糧・農村地域省) の農薬規制に関する執行部門)

### 1. Worm Control Products

<http://www.pesticides.gov.uk/approvals.asp?id=1661>

Worm Control Products は、現在 EC 指令 91/414/EEC の下で plant protection products (植物防疫製品、EU では農薬としてこの用語を用いている) として分類されていない。Worm (虫) は植物にとって有害ではないためである。EC 事務総局 (DG) では、Worm Control Products がバイオサイド (殺生物剤) であるとして、バイオサイド製品指令 (BPD) により規制する予定である。現在使用されている Worm Control Products は、チオファネートメチル (thiophanate-methyl) とカルベンダジム (carbendazim) の 2 種類のみである。本文では、これらの物質の現状についても説明している。

- 
- 英国 MHRA (Medicines and Healthcare products Regulatory Agency) (<http://www.mhra.gov.uk/>)



## 1. ある種のアーユルヴェーダ医薬品に重金属が含まれる可能性がある

Certain Ayurvedic medicines may contain heavy metals (15 August 2005)

[http://medicines.mhra.gov.uk/ourwork/licensingmeds/herbalmeds/ayurvedic\\_heavymetal\\_aug05.pdf](http://medicines.mhra.gov.uk/ourwork/licensingmeds/herbalmeds/ayurvedic_heavymetal_aug05.pdf)

MHRA は、英国で販売されているある種のアーユルヴェーダ医薬品に水銀、ヒ素、鉛などの重金属が高濃度含まれている可能性があるとして、消費者に 3 種類の製品（本サイトに掲載されている表 1 参照）を摂取しないよう警告している。MHRA は、最近ヘルスカナダが出した警告の対象となったアーユルヴェーダ医薬品が英国でも販売されている可能性があるとしている。消費者に対し、本サイトに掲載の表 1 または表 2（カナダが警告の対象とした製品）にリストアップされている製品を摂取していると思われる場合は使用をやめ、薬剤師か医師に相談するようもめている。

※カナダの警告（「食品安全情報」2005 年 No.15 参照）

Health Canada warns consumers not to use certain Ayurvedic medicinal products  
(July 14, 2005)

[http://www.hc-sc.gc.ca/english/protection/warnings/2005/2005\\_80.html](http://www.hc-sc.gc.ca/english/protection/warnings/2005/2005_80.html)

---

## ● フィンランド 食品庁 (National Food Agency Finland)

<http://www.elintarvikevirasto.fi/english/>

### 1. 子ども用食品中の汚染物質は低レベル

Low contaminant levels in children's foods (12.08.2005)

<http://www.elintarvikevirasto.fi/english/>

食品庁は 2004 年に、フィンランドで販売されている子ども用食品中の鉛、カドミウム、水銀、ヒ素などの重金属を分析した。検体は、ガラス瓶入り食品（4 ヶ月～5 才児用）、オートミール製品（4～8 ヶ月児用）など全部で 35 種類である。検体中の鉛、カドミウム、水銀の濃度は EU が既に他の食品で設定している最大基準値より低かった。現在のところ EU でヒ素に関する規制はない。

米を含む子ども用食品（3 種類）では他のものに比べカドミウム濃度が高く、魚を含む食品（2 種類）では鉛が通常のレベルより高かった。また、魚を含む 2 種類の食品では、他の検体に比べて総ヒ素濃度がかなり高かった（～ 1,000  $\mu$ g/kg）。しかしほとんどの検体中のヒ素濃度は定量限界（25  $\mu$ g/kg）より低かった。

EU は現在、子ども用食品中の汚染物質について最大基準値の設定を進めており、今回の分析目的はそのための情報提供である。これまで子ども用食品については、スズ、パツリン、硝酸塩、カビ毒、ベンツ(a)ピレンで最大基準値が設定されているが、これらの値は子

ども用食品以外の他の食品に比べると最大 1/10 程度である。

---

● 米国 FDA (食品医薬品局)

CFSAN (食品安全応用栄養センター : Center for Food Safety & Applied Nutrition)

<http://www.cfsan.fda.gov/list.html>

1. FDA は動物用医薬品についての最終決定を発表

FDA Announces Final Decision About Veterinary Medicine (July 28, 2005)

<http://www.fda.gov/bbs/topics/news/2005/new01212.html>

FDA は、抗菌剤エンロフロキサシンを家禽の細菌感染治療目的で流通・使用することを今後許可しない旨の最終決定を下した。エンロフロキサシン使用により家禽類にカンピロバクター *Campylobacter* 耐性を誘発することが示されたためである。

この決定は、本薬物の他の使用目的には影響しない。この薬物はフルオロキノロン系として知られ、バイエル社によりバイトリル Baytril の名前で販売されている。

---

● 米国 USDA (農務省) <http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. 食品成分に関する無料のデータベース

Free Searchable Database on Food Content (July 28, 2005)

<http://www.ars.usda.gov/is/pr/2005/050728.htm>

7月28日、米国農務省の Agricultural Research Service が、13,000 以上の食品についてその成分を web 上で検索できるデータベースを公開した。以下のサイトからアクセスする (Click Here をクリック)。

<http://www.ars.usda.gov/Services/docs.htm?docid=7783>

食品及び量を選ぶと、その中に含まれる成分の種類と量が表示される。例えば carrot juice を選び、さらに 1 カップを選ぶと、水分、エネルギー、タンパク質、脂肪、炭水化物、砂糖、繊維、飽和脂肪酸 (脂肪酸の種類別)、単価不飽和脂肪酸、多価不飽和脂肪酸、鉄、マグネシウム、リン、カリウム、セレン、ナトリウム、亜鉛、各種ビタミン、β-カロテン、α-カロテン、ルテイン、リコペンなどの項目が量 (g、mg、μg など) と共に表示される。

---

● NIH : Office of Dietary Supplements (ODS) <http://ods.od.nih.gov/>

1. ダイエタリーサプリメント、血液凝固、抗血栓治療に関する会議の文献集

Post-conference Bibliography: Dietary Supplements, Coagulation, and Antithrombotic

## Therapies

[http://ods.od.nih.gov/pubs/coagulation/DS\\_Coag\\_Post\\_Conf\\_Bib\\_July\\_2005.pdf](http://ods.od.nih.gov/pubs/coagulation/DS_Coag_Post_Conf_Bib_July_2005.pdf)

ビタミン、ミネラル、脂肪酸、ハーブ/植物成分、その他サプリメントや食品について、ヒトでの臨床研究及び症例報告に関する文献リスト。PubMed へのリンクがはられている。

- 
- オーストラリア・ニュージーランド食品基準局  
(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

### 1. FSANZ は原産国表示に関する規則の強化について意見をもとめている

FSANZ seeks community views on strengthened Country of Origin Labelling Rules  
(12 August 2005)

<http://www.foodstandards.gov.au/mediareleasespublications/mediareleases/mediareleases2005/fsanzseekscommunityv2984.cfm>

FSANZ は、食品の原産国表示について、要求があれば情報を提供するという方法をやめ、消費者に十分な情報を提供するための新しい方法を提案した。提案された食品基準は、包装されたすべての食品への原産国表示を義務づけると共に、包装されていない魚、果物、野菜、ナッツにも表示を要求している（生及び加工品共に）。新しい提案では、例えば包装されていない生の魚介類、果物、野菜などについてもただ「輸入品」と表示するのではなく、実際の実原産国を表示しなければならない。

FSANZ ではこれまでも表示に関する提案についてパブリックコメントをもとめ、そこで出された意見について慎重に検討を重ねてきた。8月12日、最新の提案に関するディスカッションペーパーを発表し、これに対する意見をもとめている。新提案が認められれば、包装されていない魚、果物、野菜、ナッツ及び包装された生の食品については規則の施行後6ヶ月以内に新しい原産国表示が要求される。その他の包装された食品については適用まで2年間、また現在ストックされているものについてはさらに12ヶ月の期間が追加される。

◇ディスカッションペーパー：

[http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/P292\\_Country\\_of\\_Origin\\_Labelling\\_Discussion\\_%20Paper.pdf](http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/P292_Country_of_Origin_Labelling_Discussion_%20Paper.pdf)

◇説明資料：

[http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/P292\\_%20Country\\_of\\_Origin\\_Labelling\\_discussion\\_2005.pdf](http://www.foodstandards.gov.au/srcfiles/P292_%20Country_of_Origin_Labelling_discussion_2005.pdf)

現行の表示と提案された方法による表示を比較した写真などが掲載されている。

---

● 韓国食品医薬品安全庁（KFDA : Korean Food and Drug Administration）

<http://www.kfda.go.kr/>

1. 輸入魚類の発がん物質検査について（2005.08.08）

[http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user\\_detail&num=804](http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=804)

2005年8月8日付朝鮮日報のウナギ中の発がん物質に関する報道についてのKFDAの説明。味付け・寿司用ウナギは調味ウナギと分類されている。7月26日発表のように、中国産調味ウナギは現在も輸入段階及び流通段階で収去・検査を行っている。これまで調味ウナギ58件を検査し、検査結果の最終集計を8月18日に発表する予定である。

2. 韓国の分析技術で日本のニセ健康食品を摘発（2005.08.08）

[http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user\\_detail&num=803](http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=803)

KFDAは、日本に提供した勃起不全治療薬の類似物質に関する情報及び分析法によって、日本の厚生労働省が2005年7月29日、健康食品1件からアミノタダラフィルを検出したと発表した。アミノタダラフィルは、タダラフィル（シアリスの主成分）類似物質で、2004年7月にKFDAが世界で最初に同定した。KFDAはこの物質の情報を2005年5月に日本に提供した。韓国以外でアミノタダラフィルが検出されたのは今回が初めてである。

参考：厚生労働省－医薬品成分（アミノタダラフィル）を含有するいわゆる健康食品（無承認無許可医薬品）の発見について（平成17年7月29日）

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/07/h0729-3.html>

3. 水産物についての合成抗菌剤残留許容基準（2005.08.02）

[http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user\\_detail&num=799](http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=799)

KFDAは、水産物の安全性確保と対外競争力強化のため魚類及び甲殻類のキノロン系合成抗菌剤の残留基準及び試験法についての改定案を8月2日付けで発表した。内容は、エンロフロキサシン/シプロフロキサシンの残留基準は0.1ppm、oxolinec acidは0.1ppmなどである。

4. 高麗人参製品に偽装して輸入される性機能改善製品を摘発（2005.08.10）

[http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user\\_detail&num=807](http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=807)

KFDAは、仁川国際空港を通じ健康機能食品として輸入・販売されようとしていた高麗人参製品に性機能改善作用などがあるイカリインが含まれていることを確認し、この製品を輸入禁止処分にするるとともに業者に対し行政処分及び製品の廃棄・返送の措置を講じた。仁川空港検査所において、食品として偽装輸入した勃起不全治療剤含有製品が摘発されたのは2004年以降12回目である。仁川空港検査所はこうした違法な製品に対する輸入検査

を強化している。

製品名：RE-YOUTH ROOT SLICE

製造元：中国 BEIJING REYOUTH BIOTECH CO LTD

※イカリイン：生薬“淫羊藿”（インヨウカク）の成分

## 5. 国内製造及び輸入ビールの安全性について（最終）（2005.08.09）

[http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user\\_detail&num=805](http://www.kfda.go.kr/cgi-bin/t4.cgi/intro/bodo.taf?f=user_detail&num=805)

KFDA は、輸入ビール（通関時）、既に流通している輸入ビール、国産ビールについて 21 ヶ国 113 品目のビールを緊急に収集・検査した結果、ホルムアルデヒド濃度が不検出～0.44ppm であったことを明らかにした。これはビールの製造過程で自然に発生するレベルであり、WHO の飲料水中ホルムアルデヒド基準（0.9 mg/l）及び 1 日許容摂取量（150 μg/kg.bw/day）を考慮しても我が国で流通するビールは安全だとしている。したがって KFDA は 8 日、輸入（通関）時の全数検査から 無作為検査に切り替えると同時に、ビールに関する海外情報収集機能を強化するなど輸入食品の安全管理に最善をつくすとしている。

---

● 香港政府 <http://www.fehd.gov.hk/indexe.html>

### 1. 瘦身用製品のリコール

DH instructs recall of two oral slimming products (4 August 2005)

<http://www.info.gov.hk/dh/new/2005/Aug/050804e.htm>

「RS Slim & Fit 美盈素」と「羨婷織脂素」の 2 種類からシブトラミンが検出されたため、消費者に対し使用しないよう警告している。

---

### 【その他の記事、ニュース】

● EurekaAlert <http://www.eurekaalert.org/>

### 1. マルチビタミンは高齢者の感染症を予防しない

Multivitamins don't prevent infections in older people (4 Aug 2005)

[http://www.eurekaalert.org/pub\\_releases/2005-08/bmj-mdp080305.php](http://www.eurekaalert.org/pub_releases/2005-08/bmj-mdp080305.php)

65 才以上の男女 910 人にマルチビタミン・マルチミネラルサプリメントまたはプラセボを 1 年間投与した。サプリメント投与は、感染症で病院に行った回数や感染症に罹患した日数、全体的な生活の質などに影響を与えなかった。

Effect of multivitamin and multimineral supplements on morbidity from infections in older people (MAVIS trial): pragmatic, randomised double blind, placebo controlled trial

## 2. 米国人の半数以上が一つ以上のアレルゲンに反応

More than half the US population is sensitive to one or more allergens (4 Aug 2005)

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2005-08/nioe-mth080405.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-08/nioe-mth080405.php)

米国健康栄養調査 (NHANES III) のデータによれば、6~59 才の 54.3%が、検査した 10 のアレルゲンのうち 1 つ以上に皮膚反応陽性であった。最も多かったのはチリダニ、ライ麦、ブタクサ、ゴキブリで、それぞれ 25%程度が陽性であった。ピーナッツ陽性は 9%であった。この結果は *Journal of Allergy and Clinical Immunology* の 8 月号に発表される。

## 3. 卵巣がんリスクと乳製品及び乳糖摂取

Ovarian cancer risk and consumption of milk products and lactose (5 Aug 2005)

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2005-08/jws-ocr080105.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-08/jws-ocr080105.php)

卵巣がんと乳製品及び乳糖の摂取量について 21 の研究のメタ解析結果が発表された。前向きコホート研究では、乳製品や乳糖の大量摂取が卵巣がんのリスクを増加させるとの仮説を支持しているが、症例対象研究ではこの仮説は支持されていない。

"Milk, Milk Products, and Lactose Intake and Ovarian Cancer Risk: A Meta-Analysis of Epidemiological Studies." Susanna C. Larsson, Nicola Orsini, and Alicja Wolk, *International Journal of Cancer*; Published Online: August 5, 2005 (DOI: 10.1002/ijc.21305)

[http://www.ncbi.nlm.nih.gov/entrez/query.fcgi?cmd=Retrieve&db=pubmed&dopt=Abstract&list\\_uids=16052536&query\\_hl=1](http://www.ncbi.nlm.nih.gov/entrez/query.fcgi?cmd=Retrieve&db=pubmed&dopt=Abstract&list_uids=16052536&query_hl=1)

## 4. 農薬として使われるトウモロコシのカビ

Corn grain mould used as pesticide (8 Aug 2005)

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2005-08/uob-cgm080805.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-08/uob-cgm080805.php)

アフラトキシンは *aspergillus flavus* により産生されるが、この真菌は米国南西部やアフリカ・アジアの多くの地域で発育する。アフラトキシンはアフリカにおける高率の肝がんの原因とされている。ナイジェリアの IITA の共同研究者は、ベニンとトーゴの 100 人の子どものうち 99 人の血中にアフラトキシンを同定した。これは成長阻害やその他の発育不良の原因と考えられている。

米国の研究者 Cotty 博士らは、アスペルギルス属の無害な系統を播いて結果的に有毒な系統を減らすことに成功した。この「良い」カビは米国で 2 年前に有機農薬として許可された。ボン大学の Sikora 教授はこの方法が途上国では理想的なアフラトキシン制御方法になると考え、ベニンとナイジェリアの IITA の共同研究者と協力してプロジェクトを開始した。3,000 以上のカビの系統を検査して有望な株を選別し、近いうちに野外実験ができる見込みである。

## 5. 骨折とビタミン D

Taking a break from fractures: A closer look at vitamin D (9 Aug 2005)

[http://www.eurekalert.org/pub\\_releases/2005-08/tu-tab080905.php](http://www.eurekalert.org/pub_releases/2005-08/tu-tab080905.php)

以前に、骨粗鬆症などが原因とされる老人の骨折予防にはビタミン D が有効であるとの報告があり (\*)、年配者についてのビタミン D の推奨栄養所要量は 400~600 IU/日とされた。この報告に対し、USDA ヒト栄養研究センターの Bess Dawson-Hughes らは、骨折リスクを下げるためにはこの推奨量では十分でなく、700~800 IU/日摂取した場合にリスクを約 25%減らせるとしている。

\* Bischoff-Ferrari HA, Willett WC, Wong JB, Giovannucci E, Dietrich T, Dawson-Hughes B. Fracture prevention with vitamin D supplementation: A meta-analysis of randomized controlled trials. JAMA. 2005;293(18): 2257-2264.

[EurekAlert のご厚意により、要約翻訳を掲載します。]

### ● メキシコ南部で遺伝子組換え (GM) トウモロコシは見つからなかった

Genetically Modified Maize not found in Southern Mexico (8 Aug 2005)

<http://researchnews.osu.edu/archive/mexmaize.htm>

2001 年、Nature 誌にメキシコ南部オアハカ (Oaxaca) のトウモロコシから GM トウモロコシの遺伝子を検出したとの発表があり、トウモロコシの遺伝的多様性が失われるという危惧が拡大していた。今回 PNAS (Proceedings of the National Academy of Sciences) の Early Edition に発表された論文によれば、メキシコと米国の研究者らが 2003 年と 2004 年に生育した数万検体のトウモロコシの種子を分析した結果、これらの原産品種に組換え遺伝子は見つからなかった。

---

### 【論文等の紹介】

#### 1. スペイン人 (カナリア諸島) における食事を介した鉛摂取

Lead Dietary Intake in a Spanish Population (Canary Islands).

Rubio C, Gonzalez-Iglesias T, Revert C, Reguera JI, Gutierrez AJ, Hardisson A.

J Agric Food Chem. 2005 Aug 10;53(16):6543-6549.

#### 2. バングラデシュ Araihasar における飲料水からのマンガン暴露と子どもの知的機能について

Water Manganese Exposure and Children's Intellectual Function in Araihasar, Bangladesh

Gail A. Wasserman and Joseph H. Graziano et.al.  
*Environ Health Perspect* [Online 9 August 2005]

3. ポテトを揚げる時のアクリルアミド生成に与える貯蔵条件の影響

Influence of Storage Practices on Acrylamide Formation during Potato Frying.  
De Wilde T, De Meulenaer B, Mestdagh F, Govaert Y, Vandeburie S, Ooghe W, Fraselle S,  
Demeulemeester K, Van Peteghem C, Calus A, Degroodt JM, Verhe R.  
*J Agric Food Chem.* 2005 Aug 10;53(16):6550-7.

4. 台湾のヒト疾病率及び死亡率に係わる海洋性腹足類（錦糸貝：*Nassarius glans*）中のテトロドトキシンの同定

Identification of Tetrodotoxin in a Marine Gastropod (*Nassarius glans*) Responsible for Human Morbidity and Mortality in Taiwan  
*J Food Prot.* 2005 Aug 68(8) 1696-1701

5. フタル酸エステル類のヒトモニタリングとリスクアセスメント

Human monitoring of phthalates and risk assessment.  
Jung Koo H, Mu Lee B.  
*J Toxicol Environ Health A.* 2005 Aug 27;68(16):1379-92.

6. アルゼンチンでの乾燥したワイン用果実から単離した毒素産生カビ

Toxigenic fungi isolated from dried vine fruits in Argentina.  
Romero SM, Comerio RM, Larumbe G, Ritieni A, Vaamonde G, Fernandez Pinto V.  
*Int J Food Microbiol.* 2005 Jul 26; [Epub ahead of print]

7. 急性アフラトキシシン中毒アウトブレイクのケースコントロール研究：2004年ケニア

Case-Control Study of an Acute Aflatoxicosis Outbreak - Kenya--2004  
Eduardo Azziz-Baumgartner, and the Aflatoxin Investigative Group et.al.  
*Environ Health Perspect* [Online 9 August 2005]

8. ケニア東部と中部の急性アフラトキシシン中毒アウトブレイクにおける市販トウモロコシ製品のアフラトキシシン汚染

Aflatoxin Contamination of Commercial Maize Products During an Outbreak of Acute Aflatoxicosis in Eastern and Central Kenya  
Lauren Lewis and the Kenya Aflatoxicosis Investigation Group et.al.  
*Environ Health Perspect* [Online 10 August 2005]



**9. 米国の成人におけるサプリメントからのビタミン E の多量摂取**

The prevalence of high intake of vitamin E from the use of supplements among U.S. adults.

Ford ES, Ajani UA, Mokdad AH.

Ann Intern Med. 2005 Jul 19;143(2):116-20.

**10. 食物アレルギーと工業用食物タンパク質との関係**

Food allergy and its relevance to industrial food proteins.

Mills EN, Breiteneder H.

Biotechnol Adv. 2005 Sep;23(6):409-14.

以上

---